



令和5年4月

1 いじめ防止の基本方針

(1) いじめ防止への基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、熊谷市「生徒指導心得」や「いじめ防止等に関する基本的な考え方」を受け、いじめの防止のため次の4点を学校の基本的な考え方として防止対応に取り組みます。

- ① 秦小いじめ防止基本方針（本基本方針）及び学校におけるいじめ防止のための組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- ② いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童等を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して全職員で取組むとともに、再発防止に努めます。
- ③ いじめの相談窓口を明示し、児童等に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全職員で児童一人一人の状況の把握に努めます。
- ④ 保護者、地域、学校応援団や関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

【「いじめ」とは】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。【H25.9.28 施行「いじめ防止対策推進法」より】

(3) いじめの基本認識

本校職員がいじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、本校教職員がもつべき「いじめ問題についての基本的な認識」と考え、全職員で共通認識のもと防止・解決に全力で取り組む。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

◇秦小学校：「いじめ防止対策委員会」◇

<校内構成員>	全職員【校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭、事務主任】学校運営協議会委員等（必要に応じて）
<校外構成員>	ほほえみ相談員（中学校籍） 教育委員会指導主事、学校応援団、関係機関の助言者等
※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。	

<活動内容>

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- ⑤ いじめ解消のための具体的な指導・援助

<開催計画>

◇月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

期	月	「いじめ対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりへの取組内容の検討	・関係機関担当者の把握 ・いじめ撲滅宣言（学校・児童会）
	5月	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・学校生活アンケート（毎月）
	6月	・教育相談の取組内容の検討	・児童生活
	7月	・個別面談での情報把握	・教育相談後の情報交換
	8月	・教育相談の取組内容の検討	・夏期休業中の児童の様子についての 情報交換
	9月	・運動会練習時の状況把握	・学校評価
	10月	・前期の取組の反省と後期の取組の検討	
後期	10月	・後期の取組の確認	・学校生活アンケート（毎月）
	11月	・いじめ防止啓発月間のキャンペーン実施	・教育相談後の情報交換
	12月		・冬期休業中の児童の様子についての 情報交換
	1月		・学校評価
	2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	
3月	・教育相談の取組内容の検討		
定期的取組		<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生徒指導委員会で情報交換後、『生徒指導マニュアル』を活用した研修の実施（いじめ対策委員会） ・いじめチェックシートを活用して実態の把握 ・生活目標とその評価（生徒指導委員会、月1回） ・「あいさつ運動」の取組 ・人権作文、人権の絵、人権標語の取組 	

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されない。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをする事や知らん顔をする事も「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

(ア) わかる授業づくり・・・「だれにもわかる授業をし、確かな学力をつけます」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・課題の提示とわかりやすい板書の工夫
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・授業評価アンケートの実施

(イ) 学習規律の徹底（秦小スタンダードの活用）

- ・チャイム席 ・返事
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聴き方

(ウ) 徹底して「児童にかかわります」

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

(エ) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の実施（地域との連携）
- ・9年間を見通した体系的・計画的な実施（小中一貫の取組）

(オ) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営 ・縦割り班活動
- ・委員会活動の充実 ・縦割り班遊び ・縦割り清掃

(カ) 人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

4 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

(1) いじめの早期発見のための様々な手段

(ア) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

(イ) おかしいと感じた児童がいる場合には、職集や放課後の話し合い、生徒指導委員会等の場において、気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに「いじめは絶対に許さない」という姿勢ので、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、保護者と連携をとり問題の早期解決を図る。

(エ) 児童に「学校生活アンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(オ) 隔月に教師による「いじめチェックシート」を行う。

(カ) いじめの防止のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの早期解決を目指した全職員の対応

- (ア) いじめ問題を発見したときには、「緊急職員会議」を直ちに開催し、全職員に知らせるとともに、児童にも緊急事態を知らせる。そして、的確な役割分担をし、いじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、安心感を与えるとともに、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (オ) いじめ緊急対策マニュアルに沿って速やかに対応する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- (イ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、外部機関等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

☆ いじめの相談・通報窓口 ☆

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

◆ 学校におけるいじめの相談・通報窓口◇電話 048-588-1655

- ① 教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任
養護教諭・人権教育主任・担任

◆ 学校以外はいじめの相談・通報窓口

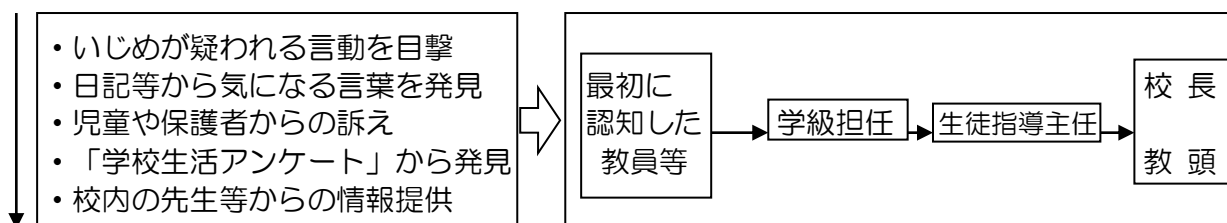
- ① 教育委員会教育研究所教育相談室 ◇525-7830
- ② 子どもスマイルネット◇048-822-7007【毎日・10:30~18:00】
- ③ チャイルドライン◇0120-99-7777【毎日・16:00~21:00】

5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ



2. 対応チームの編成 = 【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

※ 緊急職員会議 = 全職員

全職員【校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭、事務主任】

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

① いじめ被害者への対応

※心のケア（ほほえみ相談員等の活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを、具体的に指導します。
- 日記ノートや交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや、活躍の場等の支援を行います。

② いじめ加害者への指導・対応 <複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通して、よさを認め、プラスの行動に向かわせていきます。

◎出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について、学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

③ 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせませす。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受けます。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、速やかに家庭、電話連絡等を実施し、事実を経過とともに伝え、その場で児童本人に事実の確認をするとともに、相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。必要があると判断した場合は、家庭訪問を実施します。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

① 警察への通報など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

6 情報提供

◆いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

7 重大事態への対処 ※いじめ対応（緊急対応）マニュアル：参照

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。：〈児童が自殺を企図した場合等〉
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
→重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒（生徒指導主任）⇒教頭⇒校長
- ② 校長⇒教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：〈事実の究明〉
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

8 公表・点検・評価

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を教職員、保護者等で評価します。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、秦小学校いじめ防止基本方針を見直します。